

次 第

◇令和4年11月1日（火）

午後1時30分～

◇鶴岡浄化センター 会議室

（委嘱状交付）

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

資料2-1

4 事務局紹介

5 会長・副会長の選出

資料2-2

6 上下水道部の組織及び上下水道事業の現状について

資料3-1 ～ 資料3-4

7 諮問・協議

（1）下水道事業受益者負担金等に係る低所得者対策の導入について

資料4-1 ～ 資料4-2

（2）三瀬地区農業集落排水事業分担金について

資料5-1 ～ 資料5-2

8 報告

（1）令和3年度上下水道事業決算について

資料6-1

（2）経営効率化に向けた取組について

資料6-2

（3）その他

9 その他

10 閉 会

（予定：3時15分）

※ 施設見学 : 鶴岡浄化センター （予定：3時20分～4時00分）

【 鶴岡市上下水道事業経営審議会委員名簿 】

[任期: R04.10.01~R06.09.30]

	氏名	区分	役職等
1	平 智	1	山形大学農学部 教授
2	三木 潤一	1	東北公益文科大学 公益学部長
3	斎藤 菜摘	1	鶴岡工業高等専門学校 准教授
4	原田 洋	1	東北税理士会鶴岡支部 支部長
5	小野寺 茂	2	鶴岡市町内会連合会 副会長
6	加藤 勝	2	鶴岡市自治振興会連絡協議会（三瀬地区自治会会長）
7	山木 知也	2	鶴岡市社会福祉協議会 会長
8	齋藤 吉男	2	鶴岡商工会議所 常議員
9	丸山 絢子	2	鶴岡市総合計画審議会 委員
10	高山 千代子	2	藤島地域振興懇談会 委員
11	豊田 初子	2	羽黒町婦人会 理事
12	小林 幸一	2	櫛引区長会 会長
13	土田 啓志	2	朝日地域自治会連絡協議会 副会長
14	榎本 正志	2	温海地域自治会長会 理事
15	原田 利也	2	三川町町内会長連絡協議会 会長
16	尾形 務	2	公募委員
17	加賀山 雄	2	公募委員
18	小羽 博寄	2	公募委員
19	大瀧 由希	2	公募委員
20	三浦 明弓	2	公募委員

※ 区分1は学識経験者、2は使用者代表

○鶴岡市上下水道事業経営審議会条例

平成28年3月24日条例第21号

(設置)

第1条 水道事業（鶴岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年鶴岡市条例第246号）第1条第1項の水道事業をいう。以下同じ。）及び下水道事業（同条第2項の下水道事業をいう。以下同じ。）の円滑な経営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鶴岡市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道の使用者
- (3) 公共下水道、集落排水処理施設又は浄化槽（市が設置したものに限り。）の使用者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(鶴岡市水道事業経営審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 鶴岡市水道事業経営審議会条例（平成18年鶴岡市条例第10号）

(2) 鶴岡市下水道使用料等審議会条例（平成19年鶴岡市条例第26号）